

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	69 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	64 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月

私は、昭和52年4月に勤めていた会社を退職したので、直後にA市役所で国民年金の再加入の手続を行った。郵送してもらった納付書を使用して、銀行の窓口で3か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付した領収証書を持っている。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みとなっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録を見ると、昭和52年5月6日に任意加入として国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

しかし、申立人が所持する納付書兼領収証書を見ると、申立期間である昭和52年4月の欄に金融機関の同年7月1日付けの受領印が確認できる。また、当該受領印は二重に押されているが、申立期間の国民年金保険料を受領した金融機関では、「保険料の収納の押印であると考えられる。当時、保険料を誤って受領した場合、納付書兼領収証書には取消印を押す等、受領の取消しの表示を明確に行っていた。」としており、当該納付書兼領収証書を見ても取消印等は確認できない。

さらに、A市では納付書を発行する場合、国民年金保険料の納付を要しない期間については、金額を記載する部分に「不要」の印字を行っていたと思うと回答しているが、当該納付書兼領収証書を見てもその印字は確認できない。

加えて、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料は完納されていることを踏まえると、納付意識の高い申立人が、

A市から発行された納付書に基づいて申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えられ、申立期間は保険料の納付済期間であると考えるのが相当である。

なお、前述のとおり申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を収納することはできないが、申立人に係るオンライン記録において、申立期間の保険料が還付された事跡は確認できない。一方、申立人は、申立期間が納付済みの記録となっていないことを、平成22年2月にねんきん定期便の送付を受けて初めて知ったと陳述しており、申立期間の保険料が受領された昭和52年7月以降、当該納付書兼領収証書に基づき申立人の申立期間の保険料納付に相当する年金受給権の取得に対する期待と信頼が、30年以上の長期間にわたり醸成されていることから、現時点において、申立期間が未加入期間であることを理由に当該保険料を還付することは信義衡平の原則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年11月までの期間、3年2月、同年3月、同年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年11月まで
② 平成3年2月及び同年3月
③ 平成3年7月
④ 平成3年9月

時期は記憶していないが、私は仕事の用事で行ったとき、出先の郵便局の窓口で納付書を使って夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付した。妻の申立期間の保険料は納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年11月7日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録で確認できる夫婦二人分の国民年金保険料の納付状況は、申立期間を除きほぼ一致している。

また、申立期間は合計12か月と短期間であり、申立人が、自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻に係るオンライン記録を見ると、申立期間に係る保険料は納付済みと記録されており、上記申立人及びその妻の納付状況を踏まえると、申立期間についても夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が、自身の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、申立人は、平成2年頃から夫婦で経営する自営業の経営状況が悪化し、夫婦二人分の国民年金保険料の納付が遅れがちとなったために市役所で相

談し、市役所から2年間なら遡って保険料を納付できると聞いたので、申立期間の保険料についても、夫婦二人分の納付書を市役所窓口でもらって郵便局で納付していたと、当時の状況について具体的に陳述しているところ、A市は過年度納付書を窓口で配布していたと回答しているなど、陳述内容は当時の制度・状況に符合しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、一人分が1か月8,000円から9,000円までぐらいだったと陳述しているところ、申立期間①及び②の保険料額は8,400円、申立期間③及び④の保険料額は9,000円であり、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

このほか、申立人及びその妻に係るオンライン記録を見ると、申立期間①直前の平成元年4月から2年3月までの期間、申立期間②及び③に挟まれた3年4月から同年6月までの現年度保険料について、申立人の収納日は記載されているがその妻については記載が無く、妻の申立期間①から④までの過年度保険料の収納日も記載されていないことから、申立人及びその妻の国民年金保険料の収納及び記録管理に、何らかの事務的過誤が生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの期間、同年10月から56年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年6月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで
③ 昭和59年4月から同年6月まで

詳細な時期は定かではないが、昭和51年9月に会社を退職した後、A市B区役所で国民年金に加入した。

昭和54年11月に結婚した後の夫婦二人分の国民年金保険料については、特に未納の無いように心掛けており、申立期間①については、当該期間を含む55年4月から同年9月までの夫婦二人分の保険料を、A市C区役所の窓口で現年度納付し、領収証書を受け取った。

申立期間②については、昭和56年又は57年にC区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付する手続を行った際、担当者に夫婦二人共に6か月間の過去の保険料の未納を指摘され、後日、送付されてきた納付書を使用して、夫婦二人分の保険料として5万円程度を銀行で納付した。

申立期間③については、時期等は詳細には覚えていないが、当該期間より後に送付されてきた納付書を使用して、銀行で納付したはずである。

申立期間に係る国民年金保険料を私が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年9月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、53年3月に払い出さ

れており、この手帳記号番号の払出時期からみて、各申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①は3か月、申立期間②は6か月及び申立期間③は3か月と、いずれも短期間である上、それぞれの前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人は、昭和51年9月1日の国民年金被保険者資格の取得日以降、60歳に至るまでの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、結婚後は60歳に至るまで申立期間②を除き保険料を完納しているなど、結婚後の夫婦の保険料納付を担っていた申立人の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、確認できる結婚後の申立人夫婦の国民年金保険料の納付日は全て一致しており、納付意識の高い申立人が、申立期間①に係るその夫の国民年金保険料のみ納付し、自身の保険料を納付せず放置したとは考え難い。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付について、i) 申立人の子供が幼かった頃に、夫婦の保険料の口座振替手続を行った際、担当者に夫婦二人共に6か月間の過去の保険料の未納を指摘されたこと、ii) 後日、送付された納付書を使用して銀行で当該期間の保険料を納付したこと、iii) 夫婦二人分の当該期間の保険料額は5万円程度であったことなどについて、具体的に陳述している。

この点、A市では、「当時、過年度保険料の収納については、社会保険事務所からの連絡を受けて、これを国民年金被保険者名簿の収滞納一覧表に反映させており、納付可能な過去の未納期間について、区役所窓口で指摘することが可能であった。」と説明しており、陳述と符合する。

また、申立期間②に係る夫婦二人分の国民年金保険料合計は、4万5,240円となり、陳述する金額ともおおむね一致する。

さらに、申立期間③について、申立人は、送付された納付書を使用して、銀行で納付したと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間③に係ると考えられる納付書が、昭和60年11月9日に発行されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、納付意識の高い申立人が、過年度納付が可能な申立期間②及び③の国民年金保険料を、納付書の送付を受けながら未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

国民年金に加入した時期及び手続等の詳細な記憶も定かではなく、また、独身当時は国民年金保険料を納付していなかった。

しかし、結婚後に妻が、「将来のために未納はよくない。」として、A市B区役所で手続を行い、私の過去の国民年金保険料を納付し、その後は自らの保険料とともに納付を続けてくれた。

申立期間については、妻が、昭和56年又は57年にA市C区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の納付について口座振替で行う手続を行った際、担当者に夫婦二人共に6か月間の過去の保険料の未納を指摘され、後日、送付されてきた納付書を使用して、夫婦二人分の保険料として5万円程度を銀行で納付したと聞いている。

結婚後の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれており、申立期間に係る保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者のオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において昭和50年9月ないし同年10月頃に払い出されていると推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は6か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人は、結婚後は60歳に至るまで、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立人夫婦の保険料納付を担っていた申立人の妻の納

付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料の納付について、i) 申立人の子供が幼かった頃に、夫婦の保険料口座振替の納付手続を行った際、担当者に夫婦二人共に6か月間の過去の保険料の未納を指摘されたこと、ii) 後日、送付された納付書を使用して銀行で当該期間の保険料を納付したこと、iii) 夫婦二人分の当該期間の保険料額は5万円程度であったことなどについて、具体的に陳述している。

この点、A市では、「当時、過年度保険料の収納については、社会保険事務所からの連絡を受けてこれを国民年金被保険者名簿の収滞納一覧表に反映させており、納付可能な過去の未納期間について、区役所窓口で指摘することが可能であった。」と説明しており、陳述と符合する。

このほか、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料合計は4万5,240円となり、陳述する金額ともおおむね一致しており、納付意識の高い申立人の妻が、過年度納付が可能な申立期間の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和55年11月から56年2月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から56年2月まで
② 昭和56年9月

私は、詳細は記憶していないが、A市役所で国民年金の加入手続後、免除手続をしたと思う。

その後、時期は記憶していないが、申立期間が全額免除期間で追納ができる旨の案内はがきを受け取った。その通知の内容がよく理解できなかったのので、A市役所に問い合わせたところ、「免除の期間は10年以内であれば、遡って保険料を追納できる。」と聞いたので、納付しなければならない期間は全て納付すると申し出て、同市役所で納付書を作成してもらった。

その後、市内の銀行から申立期間の国民年金保険料を一括で一度だけ納付したが、納付した保険料額は記憶していない。

私は、市の職員に「保険料を支払っていない期間はありませんね。」と聞いたところ、「これで支払っていない期間はありません。」と返答されたことも記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を追納したと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①のうち、昭和55年11月から56年2月までの期間及び申立期間②は申請免除期間と記録されている。また、申立人に係るオンライン記録及び当該被保険者名簿では、申立期間②直後の同年10月から57年3月までの期間、同年4月か

ら 58 年 3 月までの期間及び 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間について、平成 2 年 3 月 19 日に追納の申出の上、同年同月 23 日に追納されていることが確認できる。これらのことから、当該同年 3 月の追納時点で、申立期間①のうち、昭和 55 年 11 月から 56 年 2 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を追納することは可能である。

さらに、申立人は、全額免除期間について追納ができる旨の案内はがきを受け取り、A 市役所に問い合わせたところ、「免除の期間は 10 年以内であれば、遡って保険料を追納できる。」と聞き、全て納付すると申し出て、同市役所で納付書を作成してもらい、銀行で納付後、被保険者名簿を管理している同市の職員に「保険料を支払っていない期間はありませんね。」と聞いたところ、「これで支払っていない期間はありません。」と返答されたとき当時の事情を具体的に陳述している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 3 月 11 日に払い出されており、前後の被保険者資格の取得状況から、申立人の加入手続は同年 3 月頃に行われたものと推定され、申立人に係るオンライン記録を見ると、この加入手続後の申立人の国民年金保険料は完納されており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、日本年金機構では、「昭和 57 年 3 月に加入手続をして免除申請した場合、免除期間は同年 1 月以降の期間である。」と回答しており、この加入手続時点で申立期間①及び②を含む昭和 56 年 12 月以前の国民年金保険料を免除申請及び追納することはできないこととなるが、前述のとおり、申立人に係る A 市の被保険者名簿を見ると、55 年 11 月から 56 年 12 月までの期間については申請免除と記録され、同年 10 月から同年 12 月までの期間については追納と記録されており、オンライン記録も当該被保険者名簿に基づき、申立期間①のうち、55 年 11 月から 56 年 2 月までの期間及び申立期間②が、平成 23 年 5 月 25 日付けで申請免除に記録が訂正されている。

さらに、オンライン記録を見ると、前述のとおり、申立期間②直後の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 58 年 3 月までの期間については追納の記録は確認できるが、当該期間の免除の記録は無く、特殊台帳も保管されていない。

加えて、申立人に係る A 市の被保険者名簿を見ると、備考欄には、「56. 3. 23～56. 9. 30 B 社」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格を昭和 56 年 9 月 30 日に喪失していることが確認でき、制度上、同日に国民年金被保険者資格を再取得することとなるが、申立人の当該資格の再取得日は、申立期間②直後の同年 10 月 1 日と記録されており、当該資格期間が市に把握された時点において、誤って申立期間②は国民年金の未加入期間とされていた。

これらの事務的過誤を踏まえると、国民年金被保険者名簿の検認記録欄に免除と記録されている申立期間①のうち、昭和 55 年 11 月から 56 年 2 月まで

の期間及び申立期間②の追納納付書が発行されていたとしても不自然とまでは言えず、当該期間の国民年金保険料の収納及び記録管理になんらかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

しかし、申立期間①のうち、昭和52年3月から55年10月までの期間については、申立人に係るオンライン記録及びA市の被保険者名簿において当該期間の免除記録が確認できず、社会保険事務所（当時）及び同市において、当該期間の免除申請がなされた形跡は見当たらないことから、免除期間であった事情はうかがえない。また、申立人に係る被保険者名簿の検認記録は、昭和54年度以前の記録が見当たらず、申立期間①のうち、昭和55年4月から同年10月までの期間は未納と記録されていること及びオンライン記録を見ると、申立期間①のうち、52年3月から55年10月までの期間は未納と記録されていることを踏まえると、当該期間は未納期間であったものと推認される。

これらの未納と記録されている期間については、制度上、国民年金保険料を追納することはできない。

さらに、申立人の追納日の記録がある平成2年3月23日時点においては、当該期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月から56年2月までの期間及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月15日）及び資格取得日（昭和35年6月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和33年10月から35年4月までは1万8,000円、同年5月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月15日から35年6月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、実父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年10月15日に資格を喪失後、35年6月15日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、加入記録に空白期間が生じている者は申立人以外に前述の元同僚のうち一人が確認できるところ、同人は、「A社を自己都合により退職後、同社に再就職した。」旨陳述している。

さらに、当該元同僚（前述の被保険者名簿における同人の厚生年金保険被保険者資格の再取得年月日は昭和33年8月1日、喪失年月日は37年1月31日）

は、「私が復職した後、申立人の仕事内容に変更はなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、申立期間当時、A社で給与計算等を担当していたとする従業員は、「申立期間当時、A社では従業員全員が社会保険に加入し、給与から社会保険料を控除していた。給与明細書も作成していたので、申立人の分だけ控除していないということはない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和33年10月から35年4月までは1万8,000円、同年5月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所は昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年10月から35年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年10月から14年4月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から14年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社に入社後、給与が大きく減ったということはないので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成10年10月から14年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会するも回答が得られず不明であるものの、申立期間のうち、平成10年10月1日から14年5月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致して

いないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年5月1日から同年11月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年1月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から21年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA社保管の賃金台帳の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社からB社に転籍した時期であり、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人を含む29人の元従業員について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年3月31日（現在は、平成6年4月1日に訂正されている。）以後の同年5月9日に、一律に遡及して同年3月31日を資格喪失日とする処理が行われた事跡が認められる。

さらに、A社の元事業主が、「申立期間当時は、A社が経営難を理由に他事業所へ営業権の譲渡を行った時期に当たる。」と陳述していることに加え、オンライン記録からは、申立人を含む複数の元従業員について、申立期間の直前の期間に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる（現在は、訂正済み。）ことから、申立期間当時、同社に厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、商業登記の記録によれば、申立人は、申立期間当時、A社の役員ではなかったことが確認できる。

加えて、上記遡及訂正処理前の状況から、申立期間において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額(オンライン記録は、9万8,000円)が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に係る標準報酬月額は、平成 5 年 3 月 29 日付けで、3 年 4 月 1 日に遡及して 53 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該遡及減額訂正処理は、2 回の定時決定(平成 3 年 10 月 1 日及び 4 年 10 月 1 日)を超えて行われているほか、新たに平成 3 年 4 月 1 日の随時改定が追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は事業不振のため、当時、多額の社会保険料を滞納しており、納付計画をめぐって社会保険事務所と交渉を重ねていたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係る上記標準報酬月額の減額訂正処理日の翌日である平成 5 年 3 月 30 日付けで、A社の取締役及び従業員合わせて 12 人に係る標準報酬月額が遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿を見ると、申立人は昭和 63 年 4 月 11 日から平成 6 年 12 月 7 日までの期間において、同社取締役に就任していたことが確認できるが、申立人は、「A社では、B業務に従事する担当取締役であったが、

財務及び社会保険事務は他の役員が担当していたので、私は全く関与しておらず、また、関与できる立場でもなかった。」旨陳述しているところ、複数の同僚からは、「申立人は、B業務を担当する取締役であったので、給与計算及び社会保険事務には関与していなかった。」旨の符合する陳述が得られた。また、上記滞納処分票を見ても、同社側の交渉担当者として申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、3年4月1日に遡って標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年12月15日及び19年7月20日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は10万2,000円、19年7月20日は13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年9月1日まで
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月20日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額の記録が給与支給額より低く記録されている。

私が所持している給与明細書では、給与支給額及び保険料控除額が確認できるので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい（申立期間①）。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③に支給された標準賞

与額の記録が無く、同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。私が所持する給与明細書によると、当該期間の賞与から保険料が控除されているので、年金給付に反映されるよう標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、過失により12万6,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行い、申立人主張の標準報酬月額に基づく保険料を納付していない旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳により、申立人は、平成18年12月15日及び19年7月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（平成18年12月15日は10万2,000円、19年7月20日は13万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年2月4日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日及び19年7月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年7月1日から同年10月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月20日から31年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を30年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日から同年10月19日まで
② 昭和30年11月20日から31年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社又はB社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

A社又はB社には、昭和25年頃から勤務し、途中で辞めた時期もあったが、申立期間については給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖している上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書から判断して、申立人が申立期間にB社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和30年11月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、B社は、31年1月1日に適用事業所となっており、申立期間は両社共に適用事業所ではない。

しかし、商業登記の記録によると、B社は昭和30年5月*日に設立されていることが確認できる。また、オンライン記録によると、同社が適用事業所となった31年1月1日に同社で被保険者資格を取得している14人のうち11人(申立人を含む。)は、A社が適用事業所ではなくなった30年11月20日まで同社で被保険者となっていたことが確認できることから、B社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和31年1月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年3月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年4月1日から同年10月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成18年4月から同年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から18年10月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録され、当時の給与額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年3月1日から13年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで、12年3月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外に、被保険者3人の標準報酬月額も、申立人と同日付けで平成12年3月1日又は同年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられている。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社は平成11年12月分から社会保険料を滞納し始め、12年4月から複数回にわたり当時の事業主が社会保険事務所と保険料納付について協議していることが確認できる。

加えて、商業登記の記録によると、申立人は、平成12年4月7日から17年1月21日までA社の取締役となっているが、同社の事業主及び複数の元従業員は、「申立人はB業務を担当していたので、経理及び社会保険の届出事務には関与していなかったと思う。」旨陳述している上、前述の滞納処分票にも申立人に係る記載は無く、申立人が、当該遡及減額訂正処理が行われたときに、同社の社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成13年3月12日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、12年3月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成13年10月1日から18年10月16日までの期間については、前述の遡及減額訂正処理日（平成13年3月12日）以降の定時決定において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、前述の遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

また、申立人は、当該期間についても、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成18年4月1日から同年10月16日までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成19年度市民税・県民税回答書に記載されている給与支給額及び社会保険料控除額並びに申立人提出の平成18年6月及び同年10月の給与明細書から判断して、同年4月から同年9月までを36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、当該期間のうち、平成13年10月1日から18年4月1日までの期間については、申立人に係る平成13年度から18年度までの市民税・県民税課税台帳及び19年度市民税・県民税回答書を見ると、申立人の給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、社会保険料控除額は、オンライン記録に基づき算定した保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月16日から同年3月1日まで

私は、昭和34年にA社に入社し、平成12年に退社するまで継続して同社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、出向先のB社からA社に戻った時期であり、継続して被保険者であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(昭和50年2月16日にB社からA社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出に誤りがあったとしている上、事業主が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和50年3月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和55年1月から同年9月までは26万円、同年10月から56年3月までは22万円、同年4月から57年11月までは30万円、同年12月から59年6月までは34万円、同年11月から60年6月までは38万円、61年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年6月までは44万円、62年5月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から62年10月1日まで

「ねんきん定期便」により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和55年1月、同年2月、同年4月、同年5月、同年7月及び同年9月は26万円、同年10月から

56年3月までは22万円、同年4月から57年11月までは30万円、同年12月から58年9月までの期間、同年11月から59年2月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間は34万円、同年11月から60年6月までは38万円、61年1月及び同年3月は41万円、同年4月から同年6月までは44万円、62年5月から同年7月までは47万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和55年3月、同年6月、同年8月、58年10月、59年3月、61年2月、62年8月及び同年9月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給料支払明細書を所持していないものの、前後の期間の給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、55年3月、同年6月及び同年8月は26万円、58年10月及び59年3月は34万円、61年2月は41万円、62年8月及び同年9月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年7月から同年10月までの期間、60年7月から同年12月までの期間及び61年7月から62年4月までの期間については、申立人提出の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B営業所から同社C営業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を社会保険事務所に対して納付したと思われるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年3月から同年6月までは41万円、同年7月から14年7月までは32万円、同年8月から15年8月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月12日から9年3月1日まで
② 平成13年3月1日から15年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間①の記録が無く、また、申立期間②の標準報酬月額が、実際の報酬月額と比較して大幅に相違していることが分かった。同社に勤務していた期間は、毎月30万円以上の給与支給があり、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間①については厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年3月から同年6月までは41万円、同年7月から14年7月までは32万円、同年8月から15年8月までは36万円と記録されていたところ、同年4月11日付けで、13年3月1日に遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主についても、申立人に係る遡及減額訂正日と同日の平成15年4月11日付けで、13年2月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、平成11年度から17年度までの滞納処分票によると、A社は、平成

12年1月以降の保険料を滞納している上、遡及減額訂正処理について、社会保険事務所の関与がうかがえる記載が有るとともに、同社の代表者と社会保険事務所の担当者が繰り返し協議を重ねていたことが確認できるものの、申立人が対応していた事跡は見当たらない。

加えて、A社に係る商業登記の記録から、申立人は、取締役であったことが確認できるものの、遡及減額訂正時の役員欄に申立人の氏名は見当たらない上、申立人は、「私はB業務担当の従業員であり、取締役登記されていることは知らなかった。社会保険事務を担当したことはないし、標準報酬月額を減額することについて知らされていなかった。」としているところ、事業主は、「申立人は、一般の従業員として勤務していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成15年4月11日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について13年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、同年3月から同年6月までは41万円、同年7月から14年7月までは32万円、同年8月から15年8月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年3月1日であり、申立人は同日に被保険者資格を取得しているところ、同日より前の申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったし、給与から厚生年金保険料も控除していない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたと記憶する者4人のうち、事業主を含む2人は、A社が適用事業所となった平成9年3月1日に被保険者資格を取得しているものの、申立期間は厚生年金保険の被保険者記録が無いとともに国民年金に加入しており、そのうちの1人は、国民年金保険料は免除となっていることが確認できる上、別の2人は同社において厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、事業主を除く3人は、所在が確認できず、事情照会を行えない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、平成8年4月から9年2月までは、国民年金保険料は免除となっているとともに、当該手続の申請日は8年4月22日であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできな

かった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年6月から同年9月までは30万円、15年7月及び同年8月は56万円、16年2月から同年4月までは50万円、同年5月から18年6月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年6月1日から同年10月1日まで
② 平成15年7月1日から同年9月1日まで
③ 平成16年2月1日から18年7月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。

給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成14年6月から同年9月までは30万円、15年7月及び同年8月は56万円、16年2月から同年4月までは50万円、同年5月から18年6月まで

は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨の回答しているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年6月及び同年7月は34万円、16年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月から17年6月までは36万円、同年7月から18年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月1日から同年8月1日まで
② 平成16年2月1日から18年7月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。

給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成15年6月及び同年7月は34万円、16年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月から17年6月までは36万円、同年7月から18年6月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨の回答しているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和54年1月は11万円、同年2月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月4日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社C支社（現在は、A社）に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していた。申立期間に係る給与の支給明細書を提出するので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和54年1月は11万円、同年2月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料は保存期限が経過しているため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年12月から8年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年12月31日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額されている。申立期間における給与は、47万円から70万円へ上がっていたはずであり、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成7年12月から8年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは、当時の最高等級である59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所ではなくなった日（平成8年12月31日。以下「全喪日」という。）の後の9年2月25日付けで、7年12月1日に遡って、20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社における被保険者のうち、申立人以外の3人についても、申立人と同様に、平成9年2月25日付けで、7年12月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されている上、このほかに同日付けで、8年1月1日に遡って減額訂正されている者が2人、同年3月15日に遡って減額訂正されている者が1人確認できる。

さらに、A社の全喪日まで被保険者記録の有る同僚8人に事情照会し、3人から回答を得られたところ、当該同僚は、いずれも、「A社は、不渡りを出し倒産した。」旨回答していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料等についても滞納していたことがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿によると、申立期間当時、申立人は、同社の監

査役又は取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私は、A社の取締役として、社会保険事務を含めた仕事を担当していたが、平成8年12月頃に同社を退職した。従業員の標準報酬月額を引き下げた記憶はなく、事業主から標準報酬月額を引き下げるについて話を聞いた記憶もない。」旨陳述しており、複数の同僚も、「申立人は、平成8年12月頃には退職していたと思う。」旨陳述しているなど、遡及減額訂正処理が行われた平成9年2月25日時点において、申立人が同社の取締役として社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成9年2月25日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考えるのは難しく、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、7年12月から8年6月までは47万円、同年7月から同年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年3月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年12月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から46年7月までは4万5,000円、同年8月から47年7月までは5万2,000円、同年8月から同年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月23日から47年12月16日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社では正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る雇傭契約書及び退職願等から、申立人は、昭和45年3月23日にA社に入社し、47年12月15日に同社を退職したことが確認できる。

また、申立人提出の厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会老齢年金証書並びに企業年金連合会提出の厚生年金基金加入員台帳等から、申立人のC厚生年金基金における資格取得日は昭和45年3月23日、資格喪失日は47年12月16日であることが確認できる。

さらに、B社提出の厚生年金保険台帳を見ると、申立人について、資格取得日欄には「45.3.23」、備考欄には「47.12.15退」と記載されており、それらの日付は、前述の申立人のA社に係る入退社日及びC厚生年金基金に係る資格

の得喪日と符合する上、B社D営業所の総務人事担当者は、「申立期間当時から、厚生年金基金が代行返上した平成16年まで、従業員は必ず入社と同時に厚生年金保険、厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険の4つにセットで加入していた。」旨陳述しており、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書が複写式ではなかったとする事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年3月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年12月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、昭和45年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から46年7月までは4万5,000円、同年8月から47年7月までは5万2,000円、同年8月から同年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月29日から同年4月1日まで
年金事務所の記録では、昭和55年3月29日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は昭和46年4月にC社に入社し、現在まで同社のグループ会社に継続して勤務しており、申立期間はグループ内のA社からB社に転勤しただけであるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の申立人に係る在籍証明書及び経歴書等から判断すると、申立人は、申立期間についてA社及びB社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当時の資料等が廃棄済みであり確認できない旨回答しているものの、厚生年金保険の加入記録におけるA社での資格喪失日が雇用保険の加入記録における資格喪失日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定

所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 55 年 3 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年6月26日は10万円、同年12月26日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年6月26日
② 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①及び②に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成20年6月26日は10万円、同年12月26日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月26日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成20年12月26日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年6月26日は12万8,000円、同年12月26日は19万3,000円、16年6月25日は12万8,000円、同年12月24日は19万3,000円、17年12月26日は19万5,000円、18年6月26日は13万円、同年12月26日は19万5,000円、19年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円、20年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年6月26日
⑦ 平成18年12月26日
⑧ 平成19年6月26日
⑨ 平成19年12月26日
⑩ 平成20年6月26日
⑪ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準

賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年6月26日は12万8,000円、同年12月26日は19万3,000円、16年6月25日は12万8,000円、同年12月24日は19万3,000円、17年12月26日は19万5,000円、18年6月26日は13万円、同年12月26日は19万5,000円、19年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円、20年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年6月26日、同年12月26日、16年6月25日、同年12月24日、17年12月26日、18年6月26日、同年12月26日、19年6月26日、同年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、16年6月25日は40万円、同年12月24日及び17年12月26日は50万円、18年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、19年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、20年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年6月26日
⑦ 平成18年12月26日
⑧ 平成19年6月26日
⑨ 平成19年12月26日
⑩ 平成20年6月26日
⑪ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、16年6月25日は40万円、同年12月24日及び17年12月26日は50万円、18年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、19年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円、20年6月26日は40万円、同年12月26日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年6月26日、同年12月26日、16年6月25日、同年12月24日、17年12月26日、18年6月26日、同年12月26日、19年6月26日、同年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円、16年6月25日は49万4,000円、同年12月24日及び17年12月26日は64万円、18年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は41万2,000円、19年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円、20年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年6月26日
⑦ 平成18年12月26日
⑧ 平成19年6月26日
⑨ 平成19年12月26日
⑩ 平成20年6月26日
⑪ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準

賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円、16年6月25日は49万4,000円、同年12月24日及び17年12月26日は64万円、18年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は41万2,000円、19年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円、20年6月26日は49万4,000円、同年12月26日は64万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年6月26日、同年12月26日、16年6月25日、同年12月24日、17年12月26日、18年6月26日、同年12月26日、19年6月26日、同年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年6月26日は5万円、同年12月26日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月26日
② 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①及び②に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成20年6月26日は5万円、同年12月26日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、16年6月25日は62万1,000円、同年12月24日及び17年12月26日は74万1,000円、18年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、19年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、20年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年6月26日
⑦ 平成18年12月26日
⑧ 平成19年6月26日
⑨ 平成19年12月26日
⑩ 平成20年6月26日
⑪ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準

賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、16年6月25日は62万1,000円、同年12月24日及び17年12月26日は74万1,000円、18年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、19年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円、20年6月26日は62万1,000円、同年12月26日は74万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年6月26日、同年12月26日、16年6月25日、同年12月24日、17年12月26日、18年6月26日、同年12月26日、19年6月26日、同年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月26日は5万円、20年6月26日は13万円、同年12月26日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月26日
② 平成20年6月26日
③ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②及び③に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年12月26日は5万円、20年6月26日は13万円、同年12月26日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る平成 19 年 12 月 26 日、20 年 6 月 26 日及び同
年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認めら
れる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月26日
② 平成20年6月26日
③ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②及び③に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月26日、20年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年6月26日は10万円、同年12月26日は25万2,000円、20年6月26日は16万8,000円、同年12月26日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月26日
② 平成19年12月26日
③ 平成20年6月26日
④ 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、同事業所から申立期間①、②、③及び④に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年6月26日は10万円、同年12月26日は25万2,000円、20年6月26日は16万8,000円、同年12月26日は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 19 年 6 月 26 日、同年 12 月 26 日、20 年 6 月 26 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年12月から44年5月までは3万3,000円、同年6月から同年9月までは3万9,000円、同年10月及び同年11月は4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年12月21日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は当時、A社C営業所から同社D営業所に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出のE企業年金基金発行の年金給付裁定通知書及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間を含めてA社に継続して勤務（昭和43年12月21日にA社C営業所から同社D営業所に異動）していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人について、資格取得日（昭和44年12月21日）より早い時期に標準報酬月額が改定（昭和44年6月及び同年10月）されていることが確認できる。

さらに、A社提出のE厚生年金基金の印が押された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届決定通知書における申立人の昭和44年10月の標準報酬月額は、前述の被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 43 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における前述の被保険者名簿の記録から、昭和 43 年 12 月から 44 年 5 月までは 3 万 3,000 円、同年 6 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年1月から21年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月29日から21年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額よりも低く記録されている旨の回答をもらった。

しかし、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額は、給与明細書からも分かるとおり、32万円ではなく38万円であったはずであるから、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、B市提出の申立人に係る平成16年度市民税・県民税（所得・課税）証明書から確認できる給与収入及び社会保険料控除額並びに申立人及びA社の代理人弁護士提出の給与明細書から確認できる報酬月額並びに保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているものの、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月29日から15年1月1日までの期間について、B市提出の平成15年度市民税・県民税（所得・課税）証明書及び申立期間前に申立人が勤務していた事業所提出の賃金台帳から確認できる社会保険料控除額から判断すると、当該期間の保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

また、A社は、「現在、破産手続中であり、関連資料は廃棄済みである。」旨回答している上、同社が破産手続を依頼しているとする前述の代理人弁護士にも照会したが、申立人に係る当該期間の給与明細書等は保管されていなかったため、当該期間における厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が、平成14年10月29日から15年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年10月29日から15年1月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月から13年2月までは36万円、同年3月から15年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年2月19日まで
年金事務所の記録では、A社での勤務期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

申立期間の給料支給明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支給明細において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年10月から13年2月までは36万円、同年3月から15年12月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成16年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立

期間当時の事業主から回答が得られなかったものの、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年1月については、A社の保険料控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人提出の同年2月支給の給料支給明細において報酬月額及び保険料控除額が記載されていないことから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年11月から5年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは20万円、13年3月から14年10月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から6年10月1日まで
② 平成13年3月1日から14年11月1日まで

年金事務所の記録では、A社での勤務期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

申立期間の給料支給明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支給明細において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成4年11月から5年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは20万円、13年3月から14年10月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申

立期間当時の事業主から回答が得られなかったものの、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年3月及び同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月から14年1月までは22万円、同年2月から同年11月までは20万円、同年12月は22万円、15年1月から同年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から16年2月19日まで
年金事務所の記録では、A社での勤務期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。
申立期間の給料支給明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支給明細において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年3月及び同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月から14年1月までは22万円、同年2月から同年11月までは20万円、

同年12月は22万円、15年1月から同年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られなかったものの、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支給明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年1月については、A社の保険料控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人提出の同年2月支給の給料支給明細において報酬月額及び保険料控除額が記載されていないことから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月から同年8月まで
② 昭和31年8月から32年11月1日まで
③ 昭和33年2月から34年2月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社又はD社に勤務した申立期間①、A社に勤務した申立期間②、及びE社（現在は、F社）に勤務した申立期間③の加入記録が無いとの回答を受けた。当該3事業所には、G業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社の事業主の陳述から、申立人は、昭和32年4月1日から同年10月31日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、事業所名簿の記録から、A社は、昭和32年4月1日にH社から名称変更していることが確認できることから、前述の事業主は、「私は、昭和32年4月1日にH社の事業を承継し、事業所の名称をA社に変更して事業主となった。私が事業主となってからは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。最近、申立期間当時の元従業員と話をした際、当該元従業員は、同事業所での厚生年金保険に加入しており、当該記録に間違いはないと言って

いたので、申立人が厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、前述の元従業員は、申立期間を含めて同事業所での被保険者記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和32年4月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の元従業員の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が見当たらない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和31年8月から32年4月1日までの期間については、前述の事業主の陳述から、勤務の開始時期は特定できないものの、申立人は、A社に名称変更前のH社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業主は、「H社での申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の状況は分からない。」旨陳述している上、H社の事業主は所在不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、H社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した4人に照会したものの、その全員が「申立人のことを覚えていない。」旨回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間①について、申立人は、「申立期間に勤務したC社又はD社は、I市に所在する事業所であった。」旨陳述しているところ、J組織が保管するK業種事業所一覧を見ると、当該住所地に所在するD社（昭和27年6月26日開設、60年5月30日廃止）という事業所が確認できることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の元事業主の子は、「事業主であった父は、既に死亡している上、事業を廃業してから約30年近くになるため、申立期間当時の事情は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間において一緒に勤務したとする同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者を特定できないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、年金事務所において、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間③について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述等から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、E社に係る前述の被保険者名簿によると、同事業所は、昭和34年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、E社に係る前述の被保険者名簿から、同事業所が適用事業所となった昭和34年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる前述の同僚は、「私は、昭和30年頃からE社に勤務していたが、健康保険被保険者証の交付を受けた時期は34年6月頃だったと思う。」旨陳述している上、前述の被保険者名簿から、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる別の同僚は、「昭和34年4月に入社した時点のE社は個人事業所であり、入社後に、事業主から、『株式会社になるので、厚生年金保険に加入する。』という説明があり、同年7月頃に健康保険被保険者証を受領したと思う。」旨陳述している。

さらに、前述の二人は、「E社での厚生年金保険被保険者資格を取得する以前の給与から、保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

加えて、F社の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していない上、当時の事業主であった祖父は、既に死亡しており、祖父の死亡後に事業主となった父も、当時のことは覚えていないとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間③における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和31年8月から32年4月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち、昭和 31 年 8 月から 32 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、3万円であると認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和 38 年 1 月から 40 年 9 月までの標準報酬月額が 2 万 2,000 円となっていたが、「厚生年金加入記録のお知らせ」による照会に対する私の回答結果等に基づき、当該期間の標準報酬月額は、38 年 1 月から 39 年 5 月までは 2 万 6,000 円に、同年 6 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円に、申立期間の同年 10 月から 40 年 9 月までは 2 万円に訂正された。

しかし、申立期間の標準報酬月額が 2 万円であることには納得できないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を見ると、「従前の標準報酬月額」欄に「26 千円」と記載されていることが確認でき、当該金額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の同年 5 月の標準報酬月額と一致しているところ、B社が保管する申立期間直後の 40 年 10 月 1 日の定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の申立人に係る「従前の標準報酬月額」欄には、「30 千円」と記載されていることが確認できる。

また、前述の標準報酬改定通知書により確認できる申立人の昭和 39 年 5 月の報酬月額及び基本日給額に基づき、同年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が社会保険事務所（当時）の記録どおりの 2 万円となるための同年 6 月及び同年 7 月の勤務日数を計算

すると、申立人の当該2か月間の通算勤務日数は、当該期間の報酬月額に残業代は含まれないとした場合の最多日数であっても約36.5日にしかならないところ、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人に何か問題があれば、覚えているはずであるが、申立人が申立期間当時に長期欠勤したような記憶はない。」旨陳述している。

さらに、日本年金機構C事務センターは、「当該事情等から判断すると、A社に係る当該被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の3万円を2万円と記載誤りしたと思料^{しりょう}する。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、3万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表①参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表①参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月8日

平成17年7月8日に支給された標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額より低額となっている。

A社保管の賞与支給一覧表によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成17年7月8日に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添一覧表①参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」において、実際の賞与支給額よりも低く賞与額の届け出を行い、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
12804	男		昭和48年生		150万円
12805	女		昭和39年生		150万円
12806	男		昭和48年生		150万円
12807	女		昭和43年生		85万円
12808	男		昭和51年生		150万円
12809	女		昭和51年生		150万円
12810	女		昭和49年生		110万円
12811	女		昭和50年生		130万円
12812	女		昭和46年生		150万円
12813	男		昭和49年生		120万円
12814	女		昭和54年生		75万円
12815	女		昭和56年生		100万円
12816	女		昭和52年生		75万円
12817	女		昭和50年生		120万円
12818	女		昭和56年生		40万円
12819	男		昭和51年生		40万円
12820	女		昭和57年生		10万円
12821	男		昭和54年生		10万円
12822	女		昭和53年生		10万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表②参照)は《標準賞与額》(別添一覧表②参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表②参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表②参照

厚生年金保険の加入記録では、A社で支給された申立期間の賞与の記録が無いが、事業主が申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除したことが確認できる賞与明細一覧表を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表②参照)は《標準賞与額》(別添一覧表②参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添一覧表②参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間（賞与支給日）		標準賞与額	
					①	②	①	②
12823	女		昭和21年生		平成17年6月30日	平成20年6月30日	55万円	57万円
12824	女		昭和51年生		平成17年6月30日	平成20年6月30日	50万円	52万円
12825	女		昭和44年生		平成17年6月30日	平成20年6月30日	28万円	30万円
12826	女		昭和47年生		平成17年6月30日	平成20年6月30日	15万円	20万円
12827	女		昭和33年生		平成17年6月30日	平成20年6月30日	53万円	55万円
12828	女		昭和50年生		平成17年6月30日		40万円	
12829	女		昭和31年生		平成20年6月30日		35万円	
12830	女		昭和40年生		平成20年6月30日		20万円	
12831	女		昭和47年生		平成20年6月30日		15万円	
12832	女		昭和50年生		平成17年6月30日		40万円	

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年2月まで

私は、結婚直後の昭和50年11月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際、過去において国民年金保険料を納付していない期間を調べてもらって、その全ての期間の保険料を遡って納付した。

しかし、申立期間は未加入期間とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和50年11月頃に、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その際、過去において国民年金保険料を納付していない期間を調べてもらい、その全ての期間の保険料を遡って納付したことから、申立期間についても保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が加入手続きを行った際に発行を受けたとする年金手帳及び申立人に係る特殊台帳によると、申立人は、直前の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の翌日である45年8月2日を資格取得日として、国民年金に強制加入した旨記載されていることから、これ以前の申立期間は国民年金の被保険者期間として取り扱われておらず、特例納付に係る納付書が発行されたものとは考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した際に、職員から領収証書を年金手帳に貼っておくように言われたので、受け取った3枚の領収証書を同手帳に貼付したとし、これとは別に領収証書を受け取った覚えはないとしているところ、申立人が所持する3枚の領収証書を見ると、昭和50年4月から同年12月までの保険料を同年11月22日に現年度納付した領収証書、48年1月から50年3月までの保険料を同年11月25日に過年度納付した領収証書及び資格取得月である45年8月から47年12月までの保険料を50年11月25日に

特例納付した領収証書であることが確認でき、申立期間に該当する領収証書は確認できず、これらの状況は特殊台帳の納付記録とも符合している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から57年3月までの期間及び同年5月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から57年3月まで
② 昭和57年5月から58年3月まで

私は、母から、昭和52年1月頃、A市役所の国民年金の女性集金人が自宅に来て、「息子さんは、国民年金に加入してください。」と言われ、母は、「息子は学生なので、収入が無い。」と言ったが、「国民年金の加入、納付は義務化されました。」と言われたので、私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。

また、母は、銀行で国民年金保険料を納付した記憶はなく、自宅に来ていた女性集金人に父と私の二人分の保険料を毎月納付して、その都度、年金手帳に検認印を押してもらったと言っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が学生であった昭和52年1月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日の原因等の欄に「58. 3. 15」の印が確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後の昭和58年4月1日に払い出されていることが確認できることから、申立人は同年3月ないし同年4月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の昭和52年1月から58年3月までの期間に対する縦覧調査を行い、

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が申立人及びその父親の二人分の申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に毎月納付し、年金手帳に検認印をもらっていたと申し立てているが、A市で年金手帳への印紙検認による保険料の収納が行われていたのは、昭和50年3月までであり、また、毎月ごとの収納となったのは57年4月以降であることから、申立期間①及び②の保険料を毎月納付し、その都度、年金手帳に検認印を押してもらっていたとする申立内容は、当時の保険料の収納状況と符合しない。

加えて、申立期間②の国民年金保険料については、昭和58年3月の加入手続時点で現年度納付することが可能であるが、申立人の父親は同年4月に保険料の納付を終えていることから、申立期間②のうち、同年3月を除き申立人及びその父親の二人分の保険料を毎月集金人に納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、前述の加入手続時点で、申立期間①のうち、昭和52年1月から55年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、この加入手続時点で、申立期間①のうち、昭和56年1月から57年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、A市の被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②に挟まれた同年4月の1か月の保険料が、58年6月6日に過年度納付されていることが確認できる。しかし、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、当時、保険料を納付していたとする申立人の母親に聞き取り調査を行い、申立期間を除き当該1か月分の過年度保険料を納付することとなった経緯、申立期間を過年度納付するための納付書の入手方法、納付時期、納付金額及び納付回数等について、当該過年度納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は2つの期間で合計74か月に及んでおり、複数回にこれほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から62年3月まで

私は、会社を退職し自営業を始めた昭和54年8月頃に、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、55年6月のB市（現在は、C市）への転居手続も行った。

その後、平成21年1月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は、妻が送付されてきた納付書を使用して金融機関で継続して納付していた。この間には保険料が未納であると催告されたことはない。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みとなっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月頃に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、昭和51年7月17日に国民年金被保険者資格を喪失した記録が確認できるが、54年8月の厚生年金保険被保険者資格の喪失時に、国民年金に再加入して資格を取得した記録は見当たらない上、住所についても申立期間中の55年6月にB市に住所変更した記録は無く、50年の加入手続時の住所記録のまま変更されていない。

また、申立人が昭和55年6月に転居したB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、同名簿が62年7月14日に最初に作成されたとする記載が確認できる上、同名簿は、「被保険者種別欄」に「1号・3号」の種別を記入する様式であり、昭和61年度の国民年金制度の改正以降に作成された名簿であることが確認できることから、申立人の再加入手続はこの頃に行われたものと推定できる。さらに、申立人に係る同名簿には資格取得年月日が昭和54年

8月1日と記載されているが、上記のことからこの再加入手続時点で、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点まで遡った日が、国民年金の資格取得日として記載されたとみられ、申立期間は、再加入手続前の未加入期間であったことから国民年金保険料の納付はできない上、同名簿作成時点で申立期間のうち、同年8月から60年3月までの保険料は、制度上、時効により納付できず、過年度納付が可能な同年4月から62年3月までの保険料も、過年度納付された記録は確認できない。

加えて、申立人が昭和54年8月の厚生年金保険被保険者資格の喪失時に国民年金に再加入した場合、申立人の妻の国民年金の資格は任意加入から強制加入に種別変更されるが、妻に係るA市及びC市の国民年金被保険者名簿等並びにオンライン記録を見てもその事跡は確認できない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付はその妻が行っていたと陳述しており、保険料の納付については直接関与しておらず、申立人の妻は、転居前のA市在住期間の申立人の保険料納付の状況は記憶していない。また、申立人の妻は、納付した保険料は申立人の保険料の一人分であったとし、妻自身の保険料については、「私の母親が納付したと思う。母親から納付について具体的な話は聞いたことはない。自宅に送付されてきた自身に係る納入通知書を見た記憶もない。」と陳述しており、申立人の妻の陳述からは、申立人に係る申立期間の保険料が納付されていたことをうかがうことはできない。

このほか、申立期間は92か月と長期間であり、申立人の国民年金保険料の収納に係る事務に連続して過誤が生じたとは考え難い上、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から9年3月まで

平成8年4月1日に、私の夫がA市役所の職員に電話をし、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の国民年金保険料の免除の相談をした。

その後の平成8年4月末日に夫がA市役所に行き、私の申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと夫から聞いている。

申立期間が免除の記録になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が平成8年4月末日にA市役所で免除申請の手続を行ったと申し立てている。しかし、申立期間当時の免除期間は、制度上、申請月の前月以降となることから同年4月末時点では、申立期間のうち、同年2月の保険料の免除申請をすることはできない。

また、申立期間を含む昭和60年度以降の免除申請手続については、申請受付後の事務処理を機械化により行っており、オンライン記録に申請日、免除対象期間及び承認日等が登録されることとなっている。しかし、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間前の平成5年1月から同年3月までの期間、同年4月から6年3月までの期間及び申立期間直後の9年4月から同年11月までの期間の免除申請手続については、これらの記録が確認できるが、申立期間については確認できず、オンライン記録に登録されないまま申立期間の免除申請の承認が行われたとは考え難い。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成9年9月9日に申立期間の未納保険料について、過年度納付書が発行されていることが確認できるところ、当時、免除申請の承認及び過年度保険料の納付催告の両手続は、社会保険事務所（当時）で行われていたが、申立内容によると、申立人の住所地を管

轄していた社会保険事務所が、申立人に対し、申立期間について免除申請の承認を行いながら、当該期間の過年度保険料の納付催告を行ったこととなり、申立内容の不自然さは否めない。

加えて、申立人は、国民年金の免除手続に直接関与していない上、申立人及びその夫から聞き取り調査を行い、申立期間の国民年金保険料の免除を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から63年8月まで

私は、昭和56年又は57年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に何年分かの国民年金保険料を遡って納付し、申立期間を含むその後の保険料については、毎月集金人に納付した。集金人が来たときに納付を待ってもらったこともなかった。

平成19年頃、私が市役所で納付記録を調べてもらったところ、市役所からは国民年金被保険者名簿に、「昭和63年9月16日 本人よりTELあり 厚年4年有り」とのメモ書きが残されており、昭和63年9月から国民年金保険料の納付が再開されていると説明された。しかし、最初の加入手続のときには、それまでの厚生年金保険の加入状況について聞かれたことから、「これまで何社か勤務していたので、少々有る。」と答えた記憶があるものの、同年頃に市役所に国民年金のことで電話したことも、まして過去の厚生年金保険の加入期間について答えたこともなく、このようなメモ書きが同被保険者名簿に記載されていること自体不自然であり、そこに何か作為があったのではないかと疑う。さらに、約6年に及ぶ期間が未納であるならば、同被保険者名簿に、例えば、「督促するも支払なし。」といった記載がある方が自然である。

領収証書等の証拠書類は無く、青色申告をしていたので税務署に問い合わせても、保管期限7年が過ぎているので確定申告書は処分しているとのことだが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、

A市の国民年金被保険者名簿によると、集金区欄に郵送された納付書で被保険者自身が金融機関等で保険料を納付する「本人払い」の記載が、また、その下段には「63. 9. 16 変更」の記載が確認できることから、集金人による納付に変更される昭和63年9月までの申立期間については、保険料の納付方法は「本人払い」として取り扱われていたものと推認でき、申立内容と一致しない。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、「昭和63年9月16日 本人よりTELあり 厚年4年有り」とのメモ書きが確認でき、申立人はこの頃に同市に電話連絡した覚えがないことなどから、当該記載自体に何らかの作為があるのではないかとしているが、申立人については、昭和63年9月の時点においても約4年間の厚生年金保険の加入期間が認められ、そのほか特に不自然な記載状況はうかがえない。さらに、申立人に係る特殊台帳によると、昭和57年度欄に「58 催」の印字、58年度欄に「59 催」の印字が確認できる上、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）により平成2年9月10日に過年度納付書が作成された記録が確認できることから、申立期間に関して社会保険事務所から過年度納付の催告が行われていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立期間は77か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年7月まで

最初に勤めた会社の上司から、会社を辞めた後は必ず国民年金の手続をするよう言われていたので、私は平成4年4月の退社後にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金の月額保険料及び保険料納付の詳細については忘れてしまったが、申立期間の国民年金保険料については、その次の会社に入社する平成4年8月までの間に、当時のB銀行(現在は、C銀行)D支店で納めたような気がする。

申立期間の国民年金保険料を納めたのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤めた会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人に係る第3号被保険者資格の取得の事務処理日は、平成9年5月7日とされていることが確認でき、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点において申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、手帳記号番号の払出しについてオンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶は曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から同年3月まで
昭和51年8月頃、将来の安心のために国民年金の任意加入手続を行い、その時から付加保険料の納付も始めた。

任意加入してから第3号被保険者となるまでの申立期間を含む期間は、付加保険料を含む国民年金保険料を納付書によりA銀行(現在は、B銀行)C支店でほぼ3か月ごとに納付し、領収証書も受け取った。

申立期間についての付加保険料のみが未納とされているが、間違いなく納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまでの申立期間を含む期間について、付加保険料を含む国民年金保険料を納付書により、ほぼ3か月ごとに納付したと主張しているが、申立人に係る特殊台帳によると、昭和56年度の欄に「57催」と印字されており、同年度の保険料について57年度に催告がなされたものと考えられる上、申立期間の定額保険料が昭和57年10月に過年度納付された旨記載されていることが確認できる。このことは、現年度保険料の収納状況を記録しているA市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表において、申立期間が定額保険料を含めて未納と記録されていることとも符合しており、申立期間の定額保険料は過年度納付されたものと推認できる。制度上、定額保険料については過年度納付することができるが、付加保険料については過年度納付できないので、申立人が申立期間の定額保険料を過年度納付した同年10月の時点において、定額保険料のみが納付されたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間に係る付加保険料を定額保険料と併せて現年度納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から53年3月まで

私は、国民年金に加入するのが義務だと思っており、年金手帳にも資格取得日が昭和48年*月*日と記載されているので、その頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、私が結婚する57年3月まで自宅へ別の用件で来る金融機関職員に、母が自身と私の分を納付書に現金を添えて一緒に納付していた。母が不在の時に何度か私が納付したこともあったが、保険料額など覚えていない。

しかし、申立期間が未納とされており納付できない。調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たした頃に国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立期間について、申立人の母親が自身と申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月3日に連番で払い出されていることから、申立人及びその母親の加入手続はこの頃行われたと推認され、申立内容と一致しない上、申立人が加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、その母親も同年1月18日付けで、国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることから、遡って保険料を納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について記憶が曖昧であり、主に保険料を納付したとする申立人の母親も既に他界しているために、保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 62 年 2 月までの期間、平成 2 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 62 年 2 月まで
② 平成 2 年 9 月及び同年 10 月

私の国民年金の加入手続は、昭和 57 年 7 月に私が当時勤めていた職場の事業主が行ってくれたと思う。

国民年金保険料は、元妻と同居してからは、元妻が二人分を最寄りの銀行で欠かさず納付してくれていたはずである。加入手続及び保険料の納付は元妻に全て任せていたので、詳細については分からないが、申立期間の保険料は間違いなく納付しているはずなので、申立期間が未納期間とされていることには納得できない。調査の上、私の国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、当初その元妻が行ってくれていたとしていたところ、元妻は申立人の当時の職場の事業主が加入手続を行ってくれたと陳述したため、申立内容を変更するなど記憶が曖昧である上、申立人の加入手続をしたとする当時の事業主について、申立人はその所在が分からないとしているために事情を聞くことができないことから、加入手続の状況は不明である。

また、申立人は、その元妻が国民年金保険料を納付したとしているが、元妻と同居するより前の期間の納付方法も覚えておらず、その元妻は夫婦二人分の保険料を納付したとしているものの、申立期間①当時は国民年金に未加入である。

さらに、申立期間②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとす

る申立人の元妻も未納である上、当該期間の直前に当たる平成2年8月の保険料について、申立人及びその元妻の4年3月の保険料が厚生年金被保険者期間の納付であったため、還付・充当されていることが確認でき、充当されるまでは未納となっていたと推認できるが、申立人の元妻は還付・充当されたことは覚えていないとしており、元妻からは申立期間②を納付していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に加入の届出を平成元年2月16日に行った事跡が確認でき、申立内容と符合しない上、当該時点では申立期間①は、大半が時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年8月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年8月まで
② 平成2年11月

私は平成元年7月に退職後、国民年金に加入していなかったが、3年9月に結婚した後の同年12月に母が加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料の納付について母から聞いていなかったが、平成5年1月頃、母から「国民年金に未加入だった期間の保険料で納められるところは納めたが、納められていない期間がある。その期間の保険料は13万円ないし14万円なので、自身で納めるように。」と連絡があり、保険料代として15万円ほどが封書で送られてきた。そこで、A市役所B出張所の窓口で一括納付した。

その時点で私は全ての国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納期間とされており納得できない。調査の上、私の国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月頃に、申立期間の国民年金保険料を、A市役所B出張所で一括納付したとしているが、当該時点において申立期間①及び②は既に時効により、制度上、納付できない期間となる。

また、A市によると、申立期間当時、同市役所出張所の窓口において国民年金保険料の収納は行っておらず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月から15年5月まで

平成9年3月20日に会社を退職した約4年後の13年頃に、母親が、A市B区役所に行き、私の国民年金への加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私自身は、国民年金保険料の納付に全く関与していないので、母親が、どのように保険料を納付してくれていたのかよく分からない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月20日に会社を退職し、その約4年後の13年頃に、その母親が、A市B区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかし、オンライン記録を見ると、平成11年3月から12年3月までの期間について、11年4月30日付けで、申立人に係る国民年金保険料の免除申請が行われ、その処理が同年9月6日に行われていることが確認でき、この頃には既に申立人に係る国民年金の加入手続が行われていたものと考えられ、申立ての加入時期とは符合しない。

また、申立期間直前の平成12年11月から13年1月までの国民年金保険料については、時効到来直前の14年12月30日及び15年2月28日に、過年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の保険料納付を担っていたとするその母親も、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付等に係る具体的なことは覚えていないと陳述していることから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録を見ると、平成17年2月10日に、過去の未納期間に対する国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書作成時点からみて、少なくとも時効が到来していない15年1月以降について、未納期間として取り扱われていた期間があったものと考えられる。

加えて、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当時の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6138

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から63年3月まで

私は外国籍なので、20歳の時は国民年金に加入することはできなかったが、昭和58年2月頃に外国人登録の件で市役所に出向いた際に、担当者から外国人も国民年金に加入できるようになったことを聞いたので、市役所で手続を行ったように思う。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、私自身が市役所に出向き、4,000円ないし6,000円程度を納付していたはずである。

申立期間が納付済期間となっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成8年9月1日付けで、初めて国民年金被保険者資格の取得が記録されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、平成17年9月14日付けで、昭和63年4月1日から平成3年4月1日までの期間及び同年同月同日から4年12月30日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が、記録統合されていることが確認できることから、この訂正処理より前においては、申立期間を含む昭和57年1月から平成7年2月までの期間は、連続した国民年金の未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は5年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで
平成12年3月に会社を退職した後、A市役所へ行き、自身で国民年金への切替手続きをしたと思う。
手続後、申立期間の国民年金保険料については、しばらく納付していなかったが、催告を受けたので、申立期間の最初の数か月分の保険料については、銀行の窓口で納付し、その後の保険料は口座振替にしたと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、最初の数か月分を銀行の窓口で納付し、それ以降の保険料については口座振替により納付したとしている。しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る口座振替が開始されたのは、申立期間の2年後である平成15年4月であることが確認でき、陳述の時期とは符合しない。

また、申立人が、口座振替をしたとするB銀行C支店における申立人名義の「取引推移一覧表」を見ると、国民年金保険料の口座振替（口座からの保険料の引き落とし）が開始されたのは、平成15年4月の保険料からであることが確認でき、これはオンライン記録と符合するが、一方、申立期間に係る保険料納付の事跡は認められない。

さらに、申立人は、納付催告を受けたために申立期間の国民年金保険料のうち、最初の数か月分を銀行窓口で納付し、それ以降の保険料については口座振替により納付したとしているところ、オンライン記録を見ると、社会保険事務所(当時)からの口座振替の開始通知書発行日は、平成15年4月28日である

とともに、同年4月の保険料を同年6月2日に口座振替により納付して以降、16年8月までの保険料については、全て口座振替により納付している一方、それより前の15年1月から同年3月までの保険料については、16年3月29日に過年度納付していることが確認でき、この時の納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、母が納付したので詳細は不明であるが、私が現在所持する申立期間を含む昭和52年1月から53年3月までの期間の「納付書・領収証書」を見ると、納付期限は55年1月末日とされているが、同年3月17日にA銀行B支店で、当該期間の過年度保険料3万600円が領収されている。

その後、手元の資料の中から、納付した当該保険料は期限後納付であったことから納付期間の変更をしたとの通知書を発見した。

確かに、納付期限は過ぎていたかもしれないが、銀行で当該保険料を受領しているのだから、申立期間を納付済期間としてほしい。

また、母は、当時、申立期間が未納であると把握していたならば、私のために別途納付していたはずである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する「納付書・領収証書」を見ると、申立期間を含む昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料が、納付期限後の55年3月17日に金融機関で受領されていることが確認できるが、この受領時点において当該保険料のうち、52年1月から同年12月までの12か月分は、制度上、既に時効の成立により収納できない期間の保険料となっていた。

しかし、上記の受領当時は第3回特例納付実施期間中であったことから、昭和52年1月から同年12月までの12か月の受領保険料は特例納付による保険料として充当処理が行われたが、当初受領された過年度保険料は、同年1月から53年3月までは1か月当たり1,400円、同年4月から同年12月まで

は月額 2,200 円であったのに対し、特例納付保険料は月額 4,000 円であったことから、12 か月分の受領保険料 2 万 4,000 円は 6 か月分の特例納付保険料として充当されることとなり、申立期間が未納となったことが、申立人に係る特殊台帳の記録から確認できる。また、当該充当処理の結果については、申立人の所持する「国民年金保険料の納付期間の変更通知」を見ると、保険料の納付日から半月後の 55 年 3 月 31 日付けで、社会保険事務所(当時)から申立人に通知されていることが確認でき、社会保険事務所におけるこれら一連の処理に不自然さは見当たらない。

- 2 次に、申立人は、上記充当処理により申立期間の国民年金保険料が未納となったことをその母親が把握していた場合、必ず申立期間の保険料を追加で納付したはずであると申し立てている。申立人の母親が上記充当処理後に申立期間の保険料を納付するためには、既に時効が成立していることから過年度納付は制度上できず、特例納付を行うことになるが、申立期間当時は前述のとおり第 3 回特例納付実施期間中であり、社会保険事務所は、60 歳まで未納無く保険料を納付しても受給権を確保できない者を対象に、特例納付を勧奨していた。しかし、上記充当処理時点において、申立人が 60 歳まで保険料を納付した場合の納付済月数は 302 月となって、受給資格が確保できる 300 月を満たしており、それ以前に加入していた厚生年金保険の被保険者期間も合計すると 316 月となることから、申立人が年金受給権の確保のために申立期間の保険料を特例納付する必要はなかったと考えられる。また、申立人に係る特殊台帳及び C 市の被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料が特例納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担っていた申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付等に係る具体的な事情は不明であり、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から60年6月まで

私は、昭和58年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続をした。

その際、A市の職員から「2年間、国民年金保険料を遡って、切りのよい30歳からの納付にした方がよい。」と勧められ、まず、2年分（昭和56年3月から58年2月まで）の国民年金保険料を一回で納付した。納付した保険料額は記憶していない。

その後の期間の国民年金保険料は、私又は元妻がA市役所から毎月送付されてくる納付書で、毎月、同市役所の窓口で納付していたが、加入して1年半後ぐらいからは銀行で納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月25日に払い出されていることが確認でき、前後の被保険者資格の取得状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推定できることから、58年3月頃にA市役所で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、加入手続時点において、申立期間のうち、昭和56年3月から59年3月までの期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和60年7月から同年9月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料が、それぞれ時効にかからず納付が可能であった62年10月及び同年12月に過年度納付されているが、同年10月の納付時点で、申立期間の保険料は

時効により納付できない。

加えて、申立人は、国民年金保険料のみで納付済月数が300か月に満たないと、年金の受給資格が確保できないものと申立当初は思っていた旨の陳述をしているが、申立人に係るA市の被保険者名簿の備考欄を見ると、「S61. 6. 9届新規取得（厚生年金離脱6ヶ月位）」と記載されていることから、同市は申立人に厚生年金保険の被保険者期間があることを確認していた可能性がうかがえ、前述の2回の過年度納付をしたことで、申立人が60歳に到達する時点での厚生年金保険と国民年金の保険料納付済期間は合計で308か月となり、年金受給権は確保されている。以上を踏まえると、申立人が過年度納付したと陳述する期間は、申立期間でなく前述の2回の過年度納付の期間であった可能性を否定できない。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿及び申立人が昭和61年11月から居住していたB市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、A市で収納された保険料は同年4月の保険料のみで、それ以降の期間の現年度保険料は、B市で収納されていることが確認でき、A市役所の窓口で毎月納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から55年3月まで

私は、昭和45年1月頃、自身でA市役所に行き、国民年金に加入した。国民年金保険料は、1年分が一冊のつづりになった納付書が送られてきたので、自身で市役所又は金融機関で納付した。保険料額は月額500円ぐらいで、年払いにすると5,000円から7,200円ぐらいまでだったと記憶している。納付後、領収証書をもっていたが、現在は昭和55年4月から56年3月までの領収証書しか残っておらず、証拠書類として53年分から56年分までの確定申告書控えのコピーを添付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続時期については、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人及びその弟に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、取得年月日の横に「55.5.20」の印が確認でき、昭和55年5月頃に加入手続を行ったと推定できることから、45年1月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和44年12月から52年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により現年度納付又は過年度納付することはできない。

さらに、当該加入手続時点において第3回特例納付実施期間中であつたことから、昭和44年12月から52年12月までの国民年金保険料を特例納付することは可能であり、また、53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付することも可能であつたが、申立人は、過去の未納保険料をまとめて遡って納付したことは無いと陳述しており、申立人の特殊台帳を見ても、これらの期間

の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人が所持する昭和 53 年分から 58 年分までの期間及び 60 年分の確定申告書控えを見ると、社会保険料控除欄に控除額が記載されており、申立人は、この控除額に国民年金保険料及び国民健康保険料が含まれていると陳述している。しかし、当該確定申告書控えにおいて、控除額の内訳が記載されているのは申立期間後の 60 年分のみであり、申立期間における内訳は不明である上、A 市ではこの確定申告書控えのみから、当時の国民健康保険料を算出することはできないと回答していることから、控除額に国民年金保険料が含まれていることを確認できないほか、申立人は、当該申立期間に係る年金手帳、国民年金保険料の領収書及び帳簿について「捨てることはないので、どこかに保管していると思う。」と陳述しているが、これらを探し出し、提供する等の協力は得られず、現時点では、申立期間の国民年金保険料を納付した事情を酌み取ることはできなかった。

このほか、申立人に対しては、A 市において、昭和 42 年 7 月に申立人の姉と連番で国民年金手帳記号番号が職権で払い出されているが、その後、取り消されていることが確認できる。当時申立人は 17 歳であり、20 歳に到達していなかったことから取り消されたと考えられる。また、申立人に係る A 市の当該手帳記号番号の国民年金被保険者名簿を見ても、国民年金保険料が収納された事跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 15 日まで

これまでの年金記録確認第三者委員会での 3 回の審議において主張してきたが、脱退手当金は受領していない。

脱退手当金が支給されたとされる昭和 40 年 3 月 24 日には、A 市を居住地としていたが、当時、同居住地は新開地で、郵便物も届かない所であったので、支給決定通知書等を受領することが物理的に不可能であった。

このままでは納得できないので、脱退手当金を受領したとするのであれば、証拠を提示してほしい。証拠が無いのであれば、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主 (B 社) (現在は、C 社) による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が否定できないこと、及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 27 日付け、同年 12 月 18 日付け及び 22 年 10 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされ

ているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点がないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

申立人は脱退手当金を受け取っていないとする具体的な理由として、「脱退手当金が支給されたとされる昭和40年3月24日には、A市を居住地としていたが、当時、同居住地は新開地で、郵便物も届かない所であったので、支給決定通知書等を受領することが物理的に不可能であった。」と主張している。

しかし、申立人の陳述及び申立人提出の資料によると、申立人は、D市に居住するその両親と同居して（以下「旧住所」という。）、そこから勤務先のB社本店に通勤していたところ、昭和40年1月15日に同社を退職し（C社提出の人事記録によると、申立人の退職日は昭和40年1月14日）、同年2月*日に結婚式を挙げ（昭和40年3月*日婚姻）、夫と共にA市に転居した（以下「新住所」という。）ことが認められるものの、同社及び社会保険事務所（当時）が申立人の新住所を確知した形跡の無い本件では、脱退手当金の請求手続及び送金手続は、その両親の居住地である旧住所を基本として行われたとみるのが自然であり、一方で、当該脱退手当金が受領されずに社会保険事務所に返金された事情は見当たらない。

本事案では、これまでの判断の理由のとおり、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点及び脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、今回、申立人が新たな事情として提出したE社史のコピーは、申立人が支給決定時にはA市に居住していたことを裏付ける補足資料ではあるものの、前述のとおり、脱退手当金の請求手続及び送金手続は、その両親の居住地である旧住所を基本として行われたとみるのが自然であり、脱退手当金は、居住地に関係なく受領することは可能であったとする委員会としての判断を、変更すべき新たな資料には当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 21 日から 42 年 5 月 26 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後3年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した4人の女性従業員について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人及びその義姉（申立期間当時の事業主の妻）の2人であることが確認できる。そこで、申立人の義姉に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名・住所欄及び事業所の名称・所在地欄にはゴム印（住所と所在地欄に押されているゴム印は同一）が押されている上、脱退手当金が当該脱退手当金裁定請求書の住所（事業所の所在地）に近いB郵便局で隔地払（通知払）されていることが確認できる。申立人は、「申立期間当時から長年にわたって、給与計算及び社会保険事務は同じ社会保険労務士に委託していた。」としていること等から判断すると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほか、

申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社C営業所から同社D営業所に出向になった際の標準報酬月額が、38万円から34万円に下がっているが、給与が下がったことは一度もないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間に給与が下がったことは一度もないのに、申立期間の標準報酬月額が38万円から34万円に下がっていると申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、社会保険関係の資料も見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、B社は、「申立期間当時のことは不明であるが、現在、厚生年金保険の被保険者資格の取得時における標準報酬月額は、基本給に1か月分の通勤手当を加えた額で算出しており、時間外手当の見込額は含めていない。」としている。

さらに、オンライン記録を見ると、A社D営業所における申立人の被保険者資格の取得日から3か月前までの間に、同社他営業所等からの転入により、同社D営業所で被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員12人のうち9人が、申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が1等級ないし4等級下がっていることが確認できる。

加えて、A社（D営業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12836 (事案 1975 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 25 日から 33 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は認められるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間当時に、A社からB社に会社名は変わったが、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の事業主の妻の陳述から勤務は認められるものの、i) 同僚が、入社当初から給与の明細書等は無く、一定額を現金で支給されており、保険料等の天引きはなかった旨陳述している、ii) A社は昭和 32 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている、iii) 申立人及び同僚は、その直後の同年 5 月 8 日にA社の事業主の子が設立したB社において引き続き勤務しているが、申立人及び同僚の同社における資格取得日は同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間の頃に、先代社長からその子に社長が変わったことは私には分からない。私が退職するまでずっと、先代を社長、その子を専務と呼んで辞めることもなく継続して勤務した。前回の申立てのときに提出し

た以外の新たな資料及び話をした以上の新たな事情等の提出は無いが、申立期間の加入記録が無いことについて納得できないので、再度委員会で判断し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」として、再申立てを行っているが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等は無く、委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 17 日から 54 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が当時の給料に比べて低い金額で記録されていることが分かった。私は、固定給 19 万 5,000 円（出向手当を含む。）の条件を見て新聞の求人広告に応募し、A 社（現在は、B 社）に C 業務従事者として採用された。その後は、申立期間を通じて出向先である D 社（現在は、E 社）F 営業所で勤務しており、採用後 3 年目には 27 万円平均の給与であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、当時の給料に比べて低い金額とされていると申し立てている。

しかし、G 企業年金基金及び B 社提出の厚生年金基金加入員資格取得届、同資格喪失届及び加入者台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致している。また、B 社は、「申立期間当時の届書は複写式であり、当社で記入後、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）へ、それぞれに同一内容の届書を送付していた。」としている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る男性の元従業員に照会し 12 人から回答を得たところ、申立人と同様に H 地区の同社営業所へ出向していたとする元従業員が 6 人確認でき、そのうちの 2 人は、自身の標準報酬月額の記録について、「実際の給与額に、大体合っている。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

このほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月中頃から平成 9 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の資格取得手続を相談したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には、B業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月 1 日から平成 9 年 1 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。また、元従業員の陳述から判断して、申立人が昭和 57 年頃から同社で勤務していたこともうかがえる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時、C健康保険組合に加入しており、D厚生年金基金には昭和 56 年 8 月 1 日から加入していたことから、同組合及び同基金に照会したが、申立人に係る加入記録は見当たらない。なお、同組合及び同基金は、いずれも、「申立期間当時から、資格の得喪等の届出書類は複写式であり、当組合及び当基金を経由して社会保険事務所に提出されていた。」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 6 人から回答を得たところ、そのうちの 4 人は、「E業種には、会社負担で個人に備品をあてがい、その代金を償却するまでは勤務するという償却制度というものがあつた。同制度を利用する者は、会社に伝票を提出して、一定の割合を報酬として得ており、厚生年金保険には

加入していなかった。」旨陳述しており、そのうちの二人は、「申立人は、償却制度で勤務していた記憶がある。」とも陳述している。

加えて、A社の従業員について、申立人は約 120 人、元従業員の一人は約 100 人と陳述しているところ、前述の被保険者名簿で確認できる申立期間当時（昭和 59 年から平成 4 年まで）における同社の被保険者数は、30 人から 60 人までの間で推移しており、これに関連して元従業員の一人は、「B 業務従事者の 7 割程度は、償却制度により勤務していた。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 6 日から 33 年 12 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には1年3か月ほど勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であることから、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、6人から回答を得たが、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 28 日から 54 年 12 月 25 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社では、B業務に従事していた。また、雇用保険の加入記録が有るので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、商業登記の記録から、A社は平成元年に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「A社に勤務した期間は、雇用保険料及び厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているものの、同人のA社に係る雇用保険及び厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、同人は給与明細等を保管しておらず、同人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認することもできない。

加えて、当該同僚及び事業主等に係る厚生年金保険の被保険者記録等から、申立事業所の関連会社であることがうかがえる二つの厚生年金保険適用事業所について、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査を行ったが、いずれの名簿にも申立人の記録は見当たらず、また、両名簿において申

立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、両名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から同年12月10日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫の残した履歴書に、「昭和28年5月C市 A社入社」と書いてあるので、入社以降、昭和28年12月10日にB社で厚生年金保険に加入するまでは、A社に勤務していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にC市のA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするC市にあったとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は既に死亡していることから、事業主及び同僚の氏名は不明であり、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

なお、申立期間当時、D県内においてA社又はこれに近似する名称の厚生年金保険適用事業所は6事業所が存在することから、当該6事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について縦覧調査を行ったが、申立人に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 24 日から 43 年 3 月 1 日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には学校卒業後、昭和 42 年 2 月から 1 年ぐらいはB業務従事者として継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況は不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員に照会し、19 人（申立人が記憶する同僚 2 人を含む。）から回答を得たが、そのうち 16 人は申立人を記憶しておらず、申立人を知っているとする 3 人も申立人の退職時期までは分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人と同職種の同僚の一人が、「当時、社員旅行が毎年 9 月又は 10 月にあった。」と回答しているのに対し、申立人は、「社員旅行に行ったことはない。」と陳述しており、また、申立人と同時期に同職種で入社したとする別の同僚二人は、「入社した年（昭和 42 年）の 12 月に賞与の支給を受けた。」と回答しているところ、申立人は、「賞与はもらっていない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 42 年 6 月 24 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当

時)に返却されたことを示す「証返 6/28」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 1 日まで

私の厚生年金保険の加入状況について、ねんきん定期便を確認したところ、A社の代表取締役役に就任していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低くなっている。

当時、A社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)から私の厚生年金保険料の減額訂正処理を行うことにより、滞納額に充てたい旨の話があったので応じることにしたが、これが不適切な処理であったとは知らなかったし、また、快諾したわけでもない。

申立期間を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 6 年 5 月から 7 年 7 月までは 38 万円、同年 8 月から 9 年 4 月までは 56 万円と記録されていたところ、同年 10 月 27 日付けで、6 年 5 月から同年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 9 年 4 月までは 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該遡及減額訂正処理は、2 回の定時決定(平成 6 年 10 月 1 日及び 8 年 10 月 1 日)と 1 回の随時改定(平成 7 年 8 月 1 日)を超えて行われているほか、2 回の随時改定(平成 6 年 5 月 1 日及び 9 年 5 月 1 日)が新たに追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

一方、商業登記簿によると、申立人は申立期間において、A社の代表取締役役に就任していたことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、平成 9 年 10 月 20 日に社会保険事務所職員が同社に赴き、申立人から当該遡及減額訂正処理に係る被保険者報酬月

額変更届を受領していることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、A社における社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の職員が来社し、私の保険料を滞納額に充てることを示された。不本意であったものの、会社と従業員のためを思い、応じることとした。」旨申し立てていることなどを踏まえると、申立期間に係る標準報酬月額の変及減額訂正処理に関し、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は一切の関与もなしに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

なお、申立人は上述のとおり、「社会保険事務所の職員から、申立期間に係る私の保険料について滞納額に充てる旨の説明があった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると申立期間のほかにも、変及減額訂正処理がなされた期間は見当たらないほか、A社における他の厚生年金保険被保険者について、変及減額訂正処理がなされた記録も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年10月26日まで
年金事務所からの被保険者記録照会回答票を見ると、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と比較して低額になっているので標準報酬月額を訂正してほしい。
なお、申立期間に年金を受給した覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額（9万8,000円又は9万2,000円）は、当時の給与額（20万円から23万円まで）に比べ低額であり納得できない。また、申立期間に年金を受給した覚えはない。」と申し立てている。

しかし、A社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人から提出された厚生年金保険年金証書及び支給額変更通知書等から、申立人は、60歳到達時の平成2年から老齢厚生年金を受給していたところ、4年4月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、同年5月分から年金額の一部が支給停止されたことが確認でき、「申立期間に年金を受給した覚えはない。」とする申立人の陳述と符合しない。

さらに、オンライン記録から、申立人とほぼ同時期にA社で厚生年金保険の資格を取得している元従業員も、申立人と同額の標準報酬月額であり、また、申立人と同様に年金額の一部が支給停止された老齢厚生年金を受給していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年10月26日までの期間については、オンライン記録により、当該期間にA社において厚生年金保険被保

険者資格を有する申立人及び事業主の標準報酬月額が、8年3月11日付けで9万8,000円から9万2,000円に減額されていることが確認できる。しかし、当該処理は、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日法律第16号）に基づき、同社が社会保険事務所（当時）に提出した「健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金免除申請書」によるものであることが確認できる。また、申立人は、7年1月17日の当該震災後の給料について、「半年ぐらいの未払後も遅配が続き、震災前の状態に戻ったのは平成10年頃であった。」旨陳述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に届け出ている標準報酬月額と相違していることが分かった。私は、同社において社会保険事務を担当し、届出も行っていった。当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身がA社の社会保険事務を担当し、申立期間を通じて標準報酬月額を 20 万円で届け出たにもかかわらず、年金事務所の記録では 9 万 2,000 円から 15 万円までとなっており、申立人が同社を退職後、事業主又は社会保険事務所（当時）が申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、A社における申立人の標準報酬月額の決定に係る処理日は、資格取得時（平成 10 年 6 月 1 日）は平成 10 年 6 月 24 日、同年 10 月の定時決定時は同年 8 月 28 日、11 年 10 月の定時決定時は同年 9 月 29 日であり、申立人の退職後に遡及訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人に係る平成 11 年度から 13 年度までの市民税県民税課税台帳に記載された社会保険料控除額（平成 10 年から 12 年までの控除額）は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出した保険料額とほぼ一致する。

さらに、A社は、平成 22 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であることから、同社等から申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立ての事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から33年11月1日まで
② 昭和35年5月から同年8月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、いずれも勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、勤務を始めた時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元従業員は、「申立人は一般作業員だった。申立期間当時、一般作業員は日給制で日雇労働者健康保険に加入し、厚生年金保険には加入していなかった。制度が変わったかどうかは分からないが、昭和30年代前半に一般作業員も厚生年金保険に加入した。」としており、別の元従業員は、「昭和33年頃から一般作業員の中から仕事ができる人を準社員として登用しており、申立人も一般作業員から準社員に登用された一人である。申立人が同年11月1日に資格を取得しているのなら、準社員に登用されたため厚生年金保険に加入したと思う。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の元従業員2人が、申立人と同様に正社員ではなく一般作業員として勤務していたとする8人が、申立人と同日の昭和33年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では一般作業員に

については、準社員に登用した等の理由により同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

さらに、A社は、申立人に関する資料が無いとしていることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の商業登記簿も確認できないことから、事業主等から申立人の申立期間に係る在籍及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、既に死亡しているその弟以外の同僚の氏名を記憶していないため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員17人に照会し8人から回答を得たが、全員が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することもできない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から6年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から7年7月30日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かった。

私は、A社で代表取締役として勤務し、社会保険事務所（当時）への届出についても私が行っていたが、社会保険料の滞納は無かったし、標準報酬月額を低く届け出たこともないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年10月1日から6年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年7月30日より前の6年3月10日付けで、4年1月から6年9月までについては8万円に、また、7年3月30日付けで、元年10月から3年12月までについても8万円に、それぞれ遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻についても、平成6年3月10日付けで、標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記の記録によると、申立人は、A社が設立された昭和63

年7月*日から、破産宣告を受けた平成7年10月*日まで同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「A社の社会保険の届出は、設立から倒産まで私が一人で行っていた。」「法人印についても、設立から倒産まで私が管理していた。」と陳述している。

一方、申立人は、「A社は、申立期間当時に社会保険料を滞納しておらず、このような遡及訂正の手続も行っていない。」と陳述している。

そこで、A社が社会保険料の納付に利用していた金融機関の口座の取引履歴を検証したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年9月から平成4年9月までの期間、5年6月、同年7月及び6年9月の社会保険料については口座振替が行われたことが確認できるが、4年10月から5年5月までの期間、同年8月から6年8月までの期間及び同年10月から同社が適用事業所でなくなる7年7月30日までの期間の社会保険料については、口座振替が行われたことが確認できない。

また、申立人が、口座振替以外の方法により当該期間の社会保険料を納付していたことをうかがわせるような事情も見当たらないことから、申立期間当時、A社は社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらのことから、上記遡及訂正処理については、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月30日までの期間については、前述の遡及訂正処理日（平成6年3月10日）以降の定時決定において、申立人の標準報酬月額が8万円（標準報酬月額等級表の改訂により、平成6年11月からは9万2,000円）と記録されているところ、当該処理については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

また、申立人は、標準報酬月額を実際の給与額よりも低い金額で届け出た記憶はないとしているものの、代表取締役である申立人が、当該期間における自らの標準報酬月額の届出について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 17 日から 8 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額（手取り額 30 万円）より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等は保管していないが、申立期間の標準報酬月額を手取り給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、A社から提出された申立人に係る給料台帳及び給与明細を見ると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「給与明細等に記載のと通りの厚生年金保険料を控除し、保険料に見合った標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出た。申立人の給与手取り額が 30 万円になるよう、総支給額に相当する額より低い標準報酬月額を届け出ていた。」旨陳述している。

さらに、前述の給料台帳において、他の従業員 6 人（申立人が同僚とする 2 人を含む。）の厚生年金保険料控除額を見ると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく額と一致していることが確認できることから、申立人のみがオンラ

イン記録に基づく額と異なる保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が記憶する実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①については、昭和 38 年 7 月頃にC業務従事者に登用され、実際の給与支給額は 1 万 8,500 円であった。また、大学在学中の仕送り額（1 万 5,000 円）を下回っているはずはない。

申立期間②については、昭和 41 年 4 月 1 日からD業務従事者に昇格したにも関わらず、昇給額が前年よりわずか 3,000 円ということは、会社の給与基準から考えられない。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、自身の記憶する実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の給与額及び保険料控除の状況等については不明である。」としているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が、自身と経歴及び給与額がほぼ同じであったとする元同僚の標準報酬月額について、オンライン記録等を確認したところ、資格取得時は申立人と同額である上、その後数年間についても、申立人とほぼ同額で推移しているところ、当該元同僚は、「自身の記憶している給与額と標準報酬月額の記録に、大きな違いはない。」旨陳述している。

さらに、申立人が同僚とする 13 人のうち、連絡先が判明した 7 人に照会し回答を得た 4 人のうち 3 人は、「A 社での給与計算事務は、適正に行われているはずである。」としている上、このうちの一人は、「A 社が、標準報酬月額を実際の給与額より低く届け出ているとは考え難い。届出額に基づく額より多い厚生年金保険料を控除することも考えられない。」とも陳述しており、事実を反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は見当たらないほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、これら同僚の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

加えて、A 社 E 営業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 31 日から 21 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での資格喪失日が平成 20 年 12 月 31 日になっていることが分かった。しかし、私が同社を退職したのは同日であるので、資格喪失日は 21 年 1 月 1 日となるはずだ。

A社からの事後訂正により加入記録は訂正されたものの、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたタイムカード及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正）によると、申立人は、平成 20 年 12 月 31 日まで同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社は平成 23 年 6 月 24 日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を 20 年 12 月 31 日から 21 年 1 月 1 日に訂正する旨の上記資格喪失届を年金事務所に提出し、既に記録は訂正されているが、申立期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

一方、申立人は、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の給与から厚生年金保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、事業主が当該保険料を納付したことが明らかでない場合に限られているところ、A社から提出された賃金台帳を見ると、申立人は、平成 20 年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

したがって、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった申立期間について、年金記録の訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12851 (事案 7780 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月から20年4月1日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、夫がA社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たに、F組織が証明した履歴書を提出する。当該履歴書から、夫が申立期間にG職でありC船に乗っていたこと、及び昭和19年12月31日にD部署に配属されたことが分かるので、申立期間について、夫が船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がC船に乗っていたことは推認できるものの、i) A社に係る船舶名簿及び戦時加算対象船舶名簿に記録が無いことから、同船は船員保険の適用事業所ではなかったと考えられる、ii) B社は申立人に関する船員保険の資料を保管していないとしているため、申立期間の保険料控除について確認することができない、iii) 申立期間のうち、同船に乗っていなかった期間については、申立人はE業務従事者であったと考えられるところ、E業務従事者が船員保険の被保険者となるのは、申立期間後の昭和20年4月1日以降である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、F組織が証明した申立人の履歴書により、申立人が申立期間にG職としてC船に乗っていたこと、及び昭和19年12月31日にD部

署に配属されたことが分かるので、再度調査の上、申立期間について、申立人が船員保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張している。

しかし、G職は、船舶所有者において、船員保険の被保険者資格取得届を提出することとなっていたところ、A社に係る船舶名簿及び戦時加算対象船舶名簿において、申立人が乗ったC船の記録が無いことが確認できる。

また、前述の申立人の履歴書を見ると、申立人が昭和19年12月31日にD部署に配属されたとの記録が確認できるが、申立人はG職であることから船員保険の適用を受けることとなる。しかし、申立人の妻から提出された資料によると、申立人は、D部署に配属された期間はE業務従事者であったと考えられるところ、E業務従事者が船員保険の被保険者となるのは、制度上、20年4月1日以降であることから、19年12月31日から20年3月31日までは、申立人は船員保険の被保険者になることができなかったと考えられる。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月19日から33年5月26日まで
老齢年金の裁定請求を行った60歳時に、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることを知り、当時から脱退手当金は受給していないと主張してきたが認められなかった。

A社は、実家の家業を手伝うために退職した。当時は、脱退手当金の制度も知らず、家業が多忙で家から出られない状態であったので、脱退手当金を受取に行くこともできないはずだ。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年8月28日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失していることが確認できる女性従業員15人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が有り、このうち8人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている。

このことに加えて、当該8人のうち、昭和31年1月に被保険者資格を喪失している者で、A社で社会保険事務を担当していたとする者は、「私は当時、退職する従業員に代わって脱退手当金の請求手続をするように会社から指示を受けていたので、社会保険事務担当者として社会保険事務所（当時）に出向

き、代理請求手続を行っていた。」と陳述しており、同人のほかにも、申立人の資格喪失日から約4か月後の33年9月に被保険者資格を喪失している者が、同社では脱退手当金の代理請求が行われていた旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 21 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は申立期間当時、A社からB社に期間を空けずに転職したのに、年金事務所の記録では、昭和 43 年 12 月 21 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、44 年 3 月 1 日にB社で被保険者資格を再取得したことになっており、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間当時、B社はまだ設立されていなかったように思うので、申立期間に勤務していたのはA社であったと思うが、B社が既に設立されていたのであれば、同社に勤務していたかもしれない。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社又はB社（現在は、C社）のいずれかに継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、商業登記の記録によると、B社は申立期間より前の昭和 43 年 11 月 * 日に設立されており、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、44 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の資格取得日と同日の昭和 44 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、「申立期間当時、当社はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人を含む全従業員について、申立期間の給与から保険料は控除していない。」としており、同社提出の給与台帳からも、B社が適用事業所となった昭和 44 年 3 月以降は申立人の給与から保険料が控除されている一方で、申立期間については申立人の給与から保険料が控除されていないことが

確認できる。

次に、A社について、同社は、「当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明である。しかし、勤務している従業員の被保険者資格を理由もなしに喪失させることはないので、厚生年金保険の加入記録が昭和43年12月21日までであるのならば、勤務もそこまでであったものと考えられる。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間中にA社で被保険者資格を喪失していることが確認できる者に照会し、二人から回答を得たが、兩人共に申立人の退職日等を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られない上、自身の退職日と資格喪失日の記録は一致している。

さらに、雇用保険の加入記録を見ると、申立人のA社における離職日は昭和43年12月20日となっており、厚生年金保険の記録と一致しているほか、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が同年12月21日に被保険者資格を喪失したことに伴って、同年12月26日に健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返却されたことを示す「43.12.26 証返納済」の記載が確認でき、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

年金事務所に照会したところ、A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)で勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金の請求及び受給をした記憶がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、脱退手当金裁定請求書によると、「氏名 印」欄には申立人の氏名及び押印が確認できるとともに、「住所」欄には申立人が記憶する脱退手当金が支給された当時の住所が記載されているところ、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された住所地と同区内にある金融機関での隔地払い(通知払い)となっていることが脱退手当金計算書で確認できることから、脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、当該金融機関で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、B社は、当時の脱退手当金の取扱いについて、「退職者に対して、その都度社会保険事務所(当時)作成の脱退手当金説明用チラシを配布し、脱退手当金を希望する者には代理で請求手続を行っていたが、代理で受給することはなかった。」旨回答しているところ、上述の裁定請求書によると、「最後に被保険者として使用された事業所」欄にB社のゴム印が押されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 43 年 2 月 1 日の前後約 3 年以内に受給要件を満たし資

格を喪失した 37 人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含む 21 人に支給記録があり、そのうち 19 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているとともに、そのうちの 1 人は申立人と同日付けで支給されていることが確認できる。

さらに、上記支給記録がある申立人を除く 20 人及び当時の総務担当者 1 人の計 21 人のうち、所在が判明した 17 人に照会を行い回答が得られた 9 人のうち 5 人は、「脱退手当金の請求手続は、事業所に代理で行ってもらったと思う。」等陳述しており、また、5 人のうち 2 人は、「脱退手当金は、自宅近くの金融機関で受給したと思う。」旨陳述しているところ、そのうちの社会保険事務担当者は、「申立人が C 業務従事者だったことをなんとなく記憶しており、申立人の脱退手当金の請求書は私が退職する前に手続を行ったと思う。」旨陳述していることから、申立期間に係る脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、上述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 2 年 4 月 6 日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会した結果、夫が事業主である A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額は、自身が C 職として最高等級で届出を行い、それに基づく厚生年金保険料額を納付していたはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、自身が C 職として届け出た申立期間当時の最高等級とされていないのは、社会保険事務所(当時)の事務過誤によるものであると申し立てている。

しかし、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡って減額訂正された事跡は無く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間当時の住所地は、B 市であったことが申立人に係る戸籍の附票で確認できるところ、同市は、「申立期間当時の住民税等に関する資料は保管していない。」と陳述しており、申立人の申立期間当時の所得等を確認することはできない。

さらに、A 社は平成 4 年 4 月 * 日に破産終結していることが同社に係る商業登記で確認できるところ、元事業主で申立人の夫は、倒産処理を依頼した弁護士の名を記憶しており、当該弁護士に照会を行った結果、「申立事業所のことは記憶しているが、申立期間当時の資料は保存期間外のため、申立人の報酬月額等を確認できる資料は無い。」としており、D 地方裁判所にも照会を行っ

たが、「破産終結後5年を経過したものについては、資料は廃棄済みである。」としている。

加えて、申立人は、A社の設立時から破産終結までの期間において同社の取締役であることが上述の商業登記で確認できるところ、元事業主及び申立人は、「会社は既に倒産し、申立期間当時の資料は保管していないため、当時の標準報酬月額及び保険料控除について確認できない。」と陳述しており、申立人が主張する標準報酬月額及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 22 日から 34 年 1 月 17 日まで
② 昭和 52 年 5 月から同年 7 月 30 日まで

年金事務所の記録を見ると、私がA社B営業所にC業務従事者として勤務していた昭和33年9月22日から34年1月17日までの期間(申立期間①)及びD社(現在は、E社)にF業務従事者として勤務していた52年5月から同年7月30日までの期間(申立期間②)が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、申立期間①及び②には間違いなく各社に勤務し、いずれの事業所においても厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立人がA社B営業所の同僚として名前を挙げた7人のうち3人は、同社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人が申立期間①の後に勤務した事業所は、「申立人に係る人事の記録によると、昭和33年10月から同年12月までの期間についてB営業所勤務と記載されている。」旨回答していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立期間の一部について申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録からA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる前述の同僚3人は、死亡又は所在不明のため陳述が得られない上、オンライン記録により、申立期間について同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している旨の回答は得られなかった。

また、A社は、「当社が保管する社会保険加入台帳には申立人の名前が確認できず、申立期間当時における従業員の厚生年金保険等の取扱いについては不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、オンライン記録により、昭和52年7月1日にD社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚一人が、「自身は、D社が設立した昭和52年7月1日以前から勤務していたが、申立人が自身の上司であった時期があった。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間②のうち、昭和52年5月から同年6月30日までの期間について、オンライン記録によるとD社は、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社は、「D社の設立当時から勤務している社員に確認したところ、当該社員は、昭和52年6月頃から同社の設立準備業務に従事していたが、設立日は同年7月1日であり、同日から社会保険に加入したと話している。」旨回答している上、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年7月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚が、「D社の設立準備期間中から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となったのは、同社が厚生年金保険に加入した日からである。」旨陳述している。

さらに、申立期間②のうち、昭和52年7月1日から同年7月30日までの期間について、前述の申立人が自身の上司であった旨陳述した者を含め、オンライン記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が同日以降に同社に勤務していたことをうかがわせる陳述等は得られなかった。

加えて、E社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、申立人の勤務実態等については不明である。」旨回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 30 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までA社に継続して勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までA社の事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人がA社の同僚として名前を挙げている者は、「申立人と共にA社に勤務していたことは記憶しているが、自身は同事業所に3か月程度しか勤務しておらず、申立人の退職時期は知らない。」旨陳述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は申立人と同日であることが確認できる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に同事業所に在籍していたことを記憶している者はいない上、複数の者が、「申立期間当時の社会保険事務等の担当者は、年金制度に精通しており、非常に正確な事務処理を行っていたので、申立人の申立期間に係る社会保険の届出等を失念するとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立人に関する資料は残存しておらず、申立人の申立期間における在籍及び保険料控除については不明である。」旨回答している。

加えて、申立人は、「子供を出産する前にA社を退職した。」旨陳述しているところ、当該子の出生日は昭和38年*月*日であり、申立期間の終期と符合しない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12858 (事案 10556 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 30 日から 26 年 3 月 1 日まで

年金事務所の記録では、亡き夫について、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、前回、年金記録確認第三者委員会に申立期間前に勤務したA社(現在は、B社)、あるいは申立期間後に勤務したC社(現在は、D社)のいずれかに係る記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

しかし、今回、D社に夫の厚生年金保険の加入手続等について照会したところ、同社から、「入社後即時に社会保険の加入手続を行い、意図的に加入しなかったとは思いません。」との回答があったことから、夫が昭和24年6月30日にA社を退職したのであれば、既に勤務していた実弟を頼って、直ちに同年7月にC社に入社し、同社は、夫について社会保険事務所(当時)に同年7月に被保険者資格を取得した旨の届出を行っているはずである。

申立期間について、夫の年金記録が無いのは、社会保険事務所が不適切な事務処理を行っていたと考えており、D社からの上記回答書を新たな資料として提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び申立人と同日の昭和24年6月30日に被保険者資格を喪失した同僚の陳述から、申立人が同年6月末にA社を退職したと認められること、ii) C社の同僚の陳述から、申立人が申立期間中の25年1月下旬頃

には、同社に勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚の陳述から、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる上、当時の経理事務担当者であったとする同僚は、「厚生年金保険に未加入の従業員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述していること、iii) D社は、「当時の資料等が残存せず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答していること、iv) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然さは見られないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月1日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「D社に夫の厚生年金保険の加入手続等について照会を行ったところ、同社から回答書が送付され、当該回答書を新たな資料として提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」旨申し立てている。

しかし、申立人の妻が提出の前述のD社の回答書を見ると、「会社としては、入社後即時に社会保険の加入手続を行い、意図的に加入しなかったとは思いません。」旨記載されているものの、申立人の入社時期及び当時の福利厚生適用状況等の照会事項については、「お問い合わせの件につきましては、当時の記録が一切残っておらず不明としか回答できません。」旨回答していることが確認できる上、同社に対し、再度、照会を行い確認したところ、同社は、「申立期間当時の資料は残存していないため、申立人の在籍期間、勤務実態及び保険料控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人がC社に入社の際に頼ったとされるその実弟に、再度、申立人の同社入社日等について照会を行ったが、回答は得られない上、申立人の実弟の妻は、「本人は自身の入社日も記憶していないのに、申立人の入社日を記憶しているはずがない。」旨陳述している。

さらに、申立人の妻は、「申立期間について、夫の年金記録が無いのは、当時の社会保険事務所が不適切な事務処理を行っていたと考えられる。」旨主張しているものの、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、不適切な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月30日から27年11月15日までの期間又は同年12月30日から28年8月30日までの期間のいずれかの期間のうちの約3か月間
② 昭和29年8月18日から同年9月15日まで
③ 昭和32年7月1日から36年3月30日までの期間のうちの約3か月間
④ 昭和33年から36年までの期間のうちの約4か月間
⑤ 昭和33年から36年までの期間のうちの約2か月間
⑥ 昭和40年1月から同年12月までの期間のうちの6か月間ないし12か月間

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

しかし、申立期間①については、A社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和27年11月5日から同年12月30日までの1回しかないが、同社には2回勤務しており、当該申立期間のうちのいずれかの期間の加入記録が欠落している。また、B社発行の在籍証明書から、申立期間②において同社に勤務したことが確認できる。さらに、申立期間③については、32年6月28日にC社を病気のため退職したが、療養後に再入社し、当該期間において同社に勤務した。加えて、申立期間④においてD社（現在は、E社）に、申立期間⑤においてF社に、申立期間⑥においてG社（現在は、H社）に勤務した。

当該事業所にI業務従事者として勤務していた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の事情を知る者もないため、当社での申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、社会保険事務担当者であったとされる者は既に死亡しているため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年2月1日から28年8月1日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿によると、同社は、前述のとおり昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間においては適用事業所ではない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、B社提出の在籍証明書から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料及び賃金台帳等は残っていないため、当社での申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は所在不明であるほか、当時の社会保険事務担当者を特定できないため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、前述の照会への回答が得られた元従業員のうち、申立人と同職種であったとする3人は、「B社では、本雇いになるまでの約2週間ないし約2か月間は見習期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。」、及び「B社では、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞かれた。」旨回答していることから、申立期間のB社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合であっても入社後すぐに加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間③について、C社は、「申立人が勤務したとするC社は、平成21年に一旦解散しており、同一名称の現在の当社が設立されたが、当社は、申立期間当時の資料を承継していないため、申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は、「申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答しているほか、当時の社会保険事務担当者を特定できないため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名字のみを記憶する同僚と同じ名字の被保険者が確認できるが、同人は既に死亡しているため、申立人の勤務実態等を照会することができない上、同被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、C社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間④について、E社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の事情を知る者もないため、D社での申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、社会保険事務担当者を特定できないため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、D社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間⑤について、F社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の事情を知る者もないため、当社での申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は所在不明であるほか、当時の社会保険事務担当者を特定できないため、同社等から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、前述の照会への回答が得られた元従業員のうち、昭和34年10月にF社に入社し、申立人と同職種であったとする者は、同社に係る前述の被保険

者名簿から、入社から約7か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、「F社に入社した際、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞かれた。」旨回答していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、F社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間⑥について、H社は、「G社での申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、当時の社会保険事務担当者を特定できないため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した複数の者に照会したものの、申立人のことを知っていると回答した者はおらず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、前述の照会への回答が得られた元従業員のうち、申立人と同職種であったとする者は、「入社時にG社から、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞かれた。」旨回答していることから、申立期間当時のG社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、G社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。